

Hot Time

ほっとタイム

法人の時間

第150号

令和8年秋号



公益社団法人

行田法人会

会長 清水 龍男

行田市忍2-1-8 行田市商工センター3F

TEL (048) 554-4535

FAX (048) 554-6969



埼玉県連女性部会連絡協議会北部ブロック(本庄・熊谷・秩父・行田法人会) 合同研修会
(詳しくは9ページをご覧ください)

もくじ

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ● 税務署長着任挨拶／行田税務署定期異動情報 … 2 | ● 新入会員のご紹介 …… 9 |
| ● 国税庁からのお知らせ …… 3～6 | ● コラム …… 10 |
| ● 県税からのお知らせ／法人会からのお知らせ …… 7 | ● ほっとカンパニー(会員企業紹介) …… 11 |
| ● 活動報告 …… 8～9 | ● ほっとタイムクイズ／編集後記 …… 12 |



着任のご挨拶

行田税務署長 大塚 美智代



この度の人事異動で、国税局税務相談室から行田税務署長として着任いたしました大塚でございます。着任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

清水会長をはじめ、公益社団法人行田法人会の会員の皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉(さきたま)古墳群や忍城址をはじめとした数多くの歴史的文化財がある、この行田税務署管内の地で勤務できますことを大変光栄に思っております。前任の武井同様よろしくお願いいたします。

さて、行田法人会におかれましては、税に関する各種研修会の開催や自主点検チェックシートの活用による企業の税務コンプライアンス向上への取組などを通じて、会員の積極的な自己啓発の支援や健全な発展への貢献のほか、租税教育への深いご理解の下、青年部、女性部を中心に「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の実施にもご尽力いただいております。各種活動への熱意とご尽力に改めて敬意を表します。

当署としましては、今後も行田法人会と連携・協調を図り、各種活動を積極的に推進してまいりますので、引き続きよろしくお願い致します。

また、国税当局では、税務行政のDXに取り組んでいるところであり、税務行政のDXを組織的かつ継続的に進めるとともに、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等オンライン化はもとより、キャッシュレス納付や納税証明書オンライン請求・受取の利用拡大も、より一層推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、行田法人会の皆様には、税務行政の良き理解者として各種取組にご協力いただき、更なるお力添えいただけると幸いと考えております。

結びに、公益社団法人行田法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

行田税務署定期異動

(令和8年7月10日付)

職 名	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 地	氏 名	新 任 地
署 長	大塚 美智代	関東信越国税局	武 井 俊 樹	関東信越国税局
総務課長	佐々木 栄一	関東信越国税局	佐 藤 正 明	関東信越国税局
管理運営部門統括官	御子柴 淳	川 越 税 務 署	藤 田 真由実	関東信越国税局
徴収部門統括官	金 野 英 一	高 崎 税 務 署	加藤 重矢子	関東信越国税局
個人課税第一部門統括官	柴 崎 道 夫	前 橋 税 務 署	山 本 亘	関東信越国税局
個人課税第一部門総括上席	黒河内 拓平	下 館 税 務 署	石 井 玲 欧	土 浦 税 務 署
個人課税第二部門統括官	曾根原 康	(留任)		
資産課税部門統括官	清水 智恵子	東松山税務署	篠原 絵美子	西川口税務署
法人課税第一部門統括官	藤 田 直 樹	関東信越国税局	藤 田 祐 子	上 尾 税 務 署
法人課税第一部門総括上席	高 橋 幸 宏	関東信越国税局	谷 和 也	川 越 税 務 署
法人課税第二部門統括官	平 林 明	館 林 税 務 署	早 川 浩 児	大 宮 税 務 署

ご存じ
ですか!?

売り手も買い手もスツキリ楽々!!

「デジタルインボイス」

PDFの請求書は「デジタルインボイス」ではありません!

デジタルインボイス?

うちの会社は、請求書をPDFにしてメールで送っているけど…?



それは、電子インボイスですね。

デジタルインボイス^{ペポル}(Peppol)は、請求情報を、売り手側のシステムから買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

すべてデータでやりとりされるため、紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。



紙のインボイス

電子インボイス

(PDFやExcelデータのメール送付)

デジタルインボイス

(Peppol)

売り手
(発行)

請求書の
印刷や封入
が手間

郵送費も…



請求書が
データで
送れる

でも買い手
側は…



請求書が
データで
送れる

買い手と異なる
システムでもOK!

効率UP!



デジタルインボイスで



売り手も買い手も
業務が効率化!

買い手
(受領)

入力処理が大変

入力ミスも…



自動処理が
可能となり
手入力が必要!

売り手と異なる
システムでもOK!

効率UP!



※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

既に導入済の企業もあります!

デジタルインボイス導入済事業者の活用事例により導入のメリット等をご確認いただけます。

デジタルインボイス活用事例はこちら →
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/case>



国税庁

法人番号 7000012050002

令和8年2月

デジタルインボイス導入までの流れ

導入をご検討の際は以下のステップをご確認ください。



STEP 01

デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の確認/導入

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。対応していない場合は、対応したサービスを導入いただく必要があります。

デジタルインボイス対応済サービス

※デジタルインボイス対応済サービスについては、下部に記載のEIPAホームページにてご確認ください。

STEP 02

ペポル「Peppol ID」の取得

利用開始に当たっては、デジタル庁に認定を受けたPeppolサービスプロバイダから「Peppol ID」を取得する必要があります。取得方法は、ご利用のサービスによって異なりますが、導入しているデジタルインボイス対応済サービスを通じて取得することが一般的です。

Peppol ID

STEP 03

取引先のPeppol IDの収集・取引先への案内

デジタルインボイスを取引先へ送信するためには、取引先のPeppol IDが必要となります。また、送付開始に当たっては、取引先への送付方法の変更の案内等を行った上で、開始するのが一般的です。デジタルインボイスでの請求書の受領を希望する場合は、請求元へ自社のPeppol IDを伝える必要があります。

取引先のPeppol IDの収集

取引先への開始案内



30社以上の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応！

まずは、自社でご利用の会計ソフト等がデジタルインボイスに対応しているかご確認ください。



デジタルインボイス(Peppol)対応済サービスはこちら ⇒
(デジタルインボイス推進協議会(EIPA)ホームページ) <https://www.eipa.jp/service>



デジタルインボイスに対応した会計ソフト等の導入は、デジタル化・AI導入補助金の利用もご検討ください！

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。



<https://it-shien.smrj.go.jp/> ⇐ 「デジタル化・AI導入補助金(旧:IT導入補助金)」ホームページはこちら

国税庁は、事業者の皆様の業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます。

国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」特設ページはこちら ⇒
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx.htm>



国税庁からのお知らせ

はじめませんか、 税務のデジタルシフト ～ALL e-Taxでスマートに～

ALL e-Taxのご案内

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）を推進しています。

ご利用のメリット

業務の効率化



ペーパーレス化



コスト削減



法人税の電子申告のQ&A

1

Q：添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）の利用率は？

A：e-Taxで申告した法人のうち、4社に3社を超える法人が、ALL e-Taxです。

2

Q：e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は？

A：法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

財務諸表：XBRL形式・CSV形式 勘定科目内訳明細書：XML形式・CSV形式

※ PDF形式による提出が認められている書類は、リリース前別表（国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない別表）や第三者作成書類に限定されています。

3

Q：ALL e-Taxについて、もっと知りたい

A：e-Tax HP内のALL e-Taxの案内ページをご確認ください。

e-Tax HP
「ALL e-Taxについて」



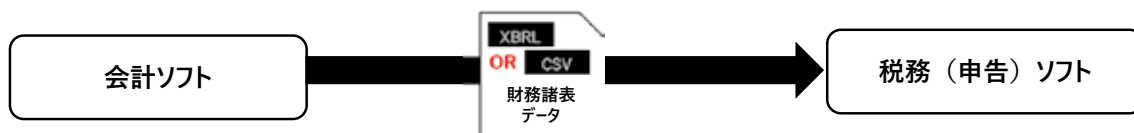
Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

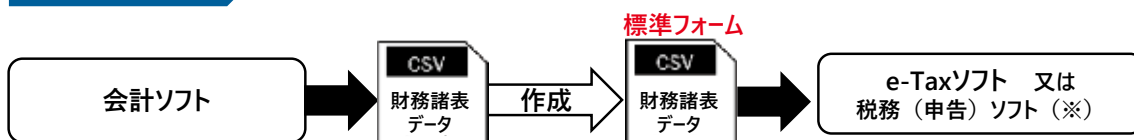
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

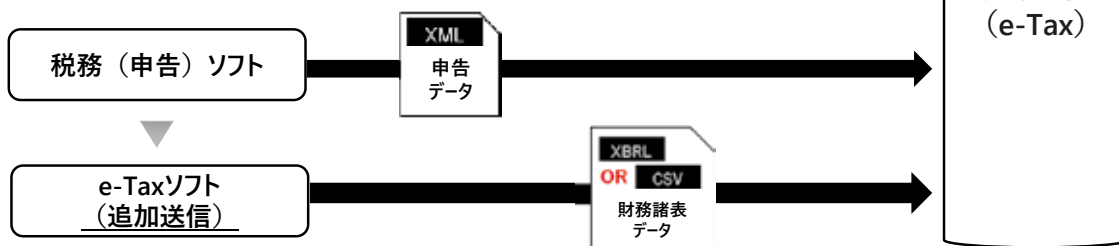


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信

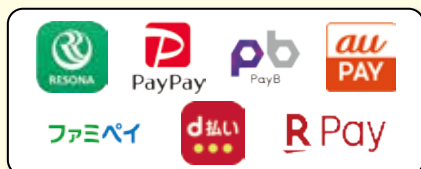


県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納税通知書により、納期限(11月30日(月))までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(りそなグループアプリ、PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、d払い、楽天ペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。



また、eL お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納付することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で!

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和9年度からご利用いただけます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(TEL048-830-2664)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

県への税務手続における法人の登記事項証明書の添付が不要となりました!

国と自治体間での商業・法人登記事項証明書の情報連携を行う「法人ベース・レジストリ」システムの運用が開始されたことに伴い、全ての県税の申請書等※における商業・法人に係る登記事項証明書の添付が不要となりました。

県税の申請書類等のフォーマットは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

※法人の設立等報告書、法人の名称変更等の報告書など



お問合せ: 県税務課(TEL048-830-2651)

「eLTAX(エルタックス)」で申告・納税!申請・届出も提出できます!

埼玉県では、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX(エルタックス)」)を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税・県たばこ税・軽油引取税・不動産取得税の申告・納税受付を行っています。利用開始方法など、詳細についてはeLTAXホームページをご覧ください。

また、県税に関する申請・届出の一部については、eLTAXにより電子的に提出することができるものもあります。eLTAXホームページでご確認ください。

是非、eLTAXをご利用ください。

eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク(TEL0570-081459(ハシコク))

※上記の電話番号でつながらない場合(TEL03-6745-0720)

各県税事務所又は県税務課(TEL048-830-2657)

法人会からのお知らせ

セミナー・説明会のご案内

実施日時	タイトル	会場	講師名	募集人員 (先着順)
令和8年10月6日(火) 開演 15:00	健康講座 「足し算で生きる ～がんステージ4からの生還～」	行田市教育文化センター みらい ホール	フリーアナウンサー 笠井 信輔 氏	200
令和8年11月18日(火) 10:00	年末調整説明会	行田市商工センター 403研修室	行田税務署 職員	50
令和8年12月25日(金) 14:00	キッズ・マネー・スクール ～親子で学ぶお金と税金～	行田市商工センター 401研修室	日本子どもの生き抜く力 育成協会	50
令和9年2月9日(火) 14:00	DX推進セミナー (仮題)AIを使った人材採用	行田市商工センター 401研修室	人事コンサルタント 村山 寛樹 氏	50
令和9年3月9日(火) 14:00	在職者老齢年金制度説明会	行田市商工センター 403研修室	熊谷年金事務所 職員	50

お申し込み方法: 会報誌同封の申込書またはホームページでご確認ください。 行田法人会 検索 ⇒ 法人会からのお知らせ
参加費: 会員・非会員とも無料

活動報告

会員増強 福利厚生制度推進連絡協議会

日 時：令和8年8月26日(水) 16時
会 場：行田市商工センター
参加者：組織委員、厚生委員、理事、
管内金融機関、提携保険会社
合計32名

会長の開会挨拶の中で、法人会の財務面と組織の活性化のうえで非常に大切な会議であると強調され始まった連絡協議会。

新規入会の勧奨活動については様々な勧奨活動のツールが提供されました。また、福利厚生制度の取り組みについては、各提携保険会社より実績報告があり、目標の取り組みについて確認がなされました。



女性部会

キャッシュレス納付講習会

日 時：令和8年7月24日(金) 10時～11時30分
会 場：羽生市民プラザ
講 師：行田税務署 管理運営部門
統括国税徴収官 御子柴 淳 氏
上席国税徴収官 白男川 裕子 氏
参加者：25名



羽生支部女性部

第8回 ブラッシュアップ講座

日 時：令和8年7月15日(水) 14時～16時
会 場：羽生市民プラザ2階 205研修室
講 師：麻生 里美 氏 参加者：17名
テーマ：クラフトバンドの小物入れづくり

今回で8回目の開催となるブラッシュアップ講座。今年は、麻生里美氏を講師にお迎えし、クラフトバンドの小物入れづくりにチャレンジしました。

17名の参加者の皆さんは、紙から作られているハンドメイド用の紐を交互に編み込んでいき、素敵な小物入れが完成しました。

最後に完成した作品をそれぞれが手にとり記念撮影し、お互いの作品を鑑賞しながら交流を深め、楽しい講座となりました。

ご参加頂きました皆様本当にお疲れ様でした。



女性部会連絡協議会 北部ブロック 合同研修会

日 時：令和7年7月7日(火) 10時30分

場 所：ヤマキ醸造

(児玉郡神川町大字下阿久原955)

参加者：行田法人会10名、熊谷法人会11名
秩父法人会8名、本庄法人会14名、
合計43名

本庄法人会が主管となって行われた合同研修会。今年は本庄法人会管内の「ヤマキ醸造」を訪ね、醤油や味噌の醸造工場を見学し、参加者全員が豆腐作りを体験しました。この豆腐を食するときに使われたもろみが大好評でした。



昼食は同社が運営するレストランでゆば料理を堪能、北部ブロック役員の交流がなごやかに行われました。

行田法人会では、午後に本庄市児玉町にある平等山宝金剛寺成身院百体観音堂を視察。日本三大さざえ堂のひとつで、天明3年(1783年)浅間山の大噴火で罹災した多くの死者を弔うために建立されたと伝えられています。

観音像を安置したお堂が巻貝の内部構造に似ているということで、さざえ堂と呼ばれ、仏法式のお参りで時計回りに3廻りする行程のため外観は二層でありながら、内部は三層建物となっています。



新入会員紹介

令和8年1月1日～7月31日

(匿名希望の事業所および個人会員を除く)

ご入会ありがとうございました。

支 部	会 員 名	所 在 地	会員区分	業 種
行 田	(一財)あんしん財団 埼玉支社	さいたま市大宮区桜木町	準会員	保険業
行 田	(株)保曾井工業	行田市荒木	正会員	建設業
行 田	(株)東武資材	行田市緑町	準会員	建設業
行 田	(株)Plenus	鴻巣市北新宿	準会員	学童
行 田	(株)NEXIL	鴻巣市北新宿	準会員	保育園
行 田	福島ミシン工業(株)	所沢市山口	準会員	小売業
行 田	(株)イーテク	上尾市壺丁目南	準会員	建設業
羽 生	Maruwa M&M(株)	羽生市大沼	正会員	製造業
羽 生	ウイングス合同会社	羽生市西	正会員	サービス業
羽 生	合同会社ミカサ工業	羽生市南羽生	正会員	建設業
羽 生	(医)BWY	羽生市南	準会員	歯科医院
加 須	(株)片倉造園土木	加須市睦町	正会員	造園業
加 須	(同)OOZORA HIKARI	加須市北下新井	正会員	サービス業
加 須	(有)アオイ建材	加須市平永	正会員	建設業
加 須	アインス(株)	東京都北区赤羽	準会員	清掃業

健康経営は本当に会社の利益につながるのか

一般社団法人 Lumedia

健康経営は、単なる福利厚生ではありません。経済産業省は、従業員の健康保持・増進を将来的な収益性向上につながる「投資」として捉え、経営的視点から戦略的に実践するものと位置づけています。では実際に、社員の健康に投資することは、会社の利益につながるのでしょうか。

結論からいえば、健康経営は利益につながる可能性があります。ただし、「健康イベントを行えばすぐに利益が増える」という単純なものではありません。重要なのは、病気による損失を医療費だけで見のではなく、社員の生産性低下、欠勤、離職、採用力、組織の活力といった経営指標と結びつけて考えることです。

企業にとって特に大きな問題は、欠勤よりも「出勤しているが本来の力を発揮できていない状態」です。これはプレゼンティーズムと呼ばれます。日本企業の研究でも、健康関連コストの中で、医療費や病欠よりもプレゼンティーズムによる損失が大きいことが示されています。たとえば、睡眠不足、メンタル不調、腰痛、肩こり、眼精疲労、糖尿病や高血圧などの慢性疾患は、本人が出勤していても集中力や判断力、作業効率を低下させます。

一方で、健康経営の効果を過大評価することにも注意が必要です。職場のウェルネスプログラムに関する研究では、健康行動が改善する一方、短期間では医療費や欠勤、業績指標に明確な差が出ない場合もあります。つまり、健康経営は短期的な医療費削減策というより、人的資本を守り、社員が長く高いパフォーマンスを発揮できる状態をつくるための中長期的な経営戦略と考えるべきです。

実践するうえでは、まず自社の健康課題を把握することが重要です。健診結果、残業時間、退職者数、離職率、メンタル不調、腰痛や睡眠の問題などを確認し、どこに大きな損失が生じているのかを見極めます。そのうえで、睡眠改善、運動習慣、禁煙、生活習慣病の重症化予防、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正など、費用対効果の高い施策から取り組むことが現実的です。

医師の立場から見ると、健康経営の本質は「社員に優しい会社づくり」にとどまりません。社員の健康問題を放置すれば、生産性低下、離職、事故、医療費増加、組織力低下につながります。反対に、社員が健康で働き続けられる環境を整えることは、企業の持続的成長を支える投資になります。

健康経営は、短期の利益を生む魔法の施策ではありません。しかし、人的資本の毀損(きそん)を防ぎ、社員一人ひとりが本来の力を発揮できる組織をつくるという意味で、経営者が真剣に取り組む価値のあるテーマであると考えます。

〈まとめ〉

- ・健康経営は、単なる福利厚生ではなく、社員の生産性低下や離職を防ぐための経営戦略。
- ・特に、欠勤よりも「出勤しているが本来の力を発揮できない状態」が企業の大きな損失になる。
- ・短期的な医療費削減だけでなく、人的資本への投資として設計することが、利益につながる鍵。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

【筆者紹介】

一般社団法人 Lumedia 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia (ルメディア)」を運営している。

Hot Company

ほ っ と カ ン パ ニ ー

**わが街
会員企業のご紹介**
Vol.26

会社名 小山商事株式会社

住 所 埼玉県行田市埼玉3351

創 業 1946年 **会社設立** 1965年



代 表 者

代表取締役
小山 喜一郎

事業内容 飼料・酒類・食品・珈琲の販売

小山商事株式会社は創業以来“信用”と“誠実”をモットーに、一途に「食」にこだわった事業を展開しております。

飼料販売は、畜産経営者の皆様に良質で効率の良い飼料の供給を通して、畜産経営者の安全でおいしい畜産物を食卓にお届けする仕事の一翼を担うとともに、環境にやさしい畜産経営を実現するお手伝いを続けてまいります。

酒類・食品・珈琲の販売は、行田市旭町と熊谷市太井に「酒と米の専門店」リカリッシュの店舗で、リーズナブルなお酒から趣味嗜好にお応えできる取り組みをしております。

お米は産直にこだわった銘柄米を店頭精米で鮮度抜群なお米を提供しております。

香豆珈琲は生の豆を「店頭焙煎」し、香り抜群な、挽きたてのスペシャルティコーヒーを約30種類のなかからセレクトできます。また通販での販売も、ご好評いただいております。

ご来店、通販のご利用お待ちしております。



◀◀◀ 香豆珈琲通販サイト



リカリッシュ 行田旭町店



リカリッシュ
熊谷太井店

ほ っ と タ イ ム ク イ ズ

～右の絵と左の絵には相違点が7か所あります～ ※印刷によるゴミ・キズ等の汚れは含みません。



絵の相違点7か所を○で指摘し、その絵のどちらか1枚を官製はがきに貼りご応募ください。
〒住所、会社名、氏名、電話番号を明記のうえ、〒361-0077 行田市忍2丁目1番8号
行田市商工センター内 公益社団法人行田法人会ほっとタイムクイズ係へ。
正解者の中から5名様に法人会グッズを差し上げます。

【149号クイズの正解】 1)柳の葉(左上) 2)お富のかんざし(左上) 3)猫の向き(中上)
4)月(右上) 5)与三郎の顔のキズ(右中) 6)桶の字(左下) 7)与三郎のカゲ(中下)

【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

編集後記



令和8年8月28日、この編集後記に頭悩まされているタイミングであります。ほっとタイムVol.150がお手元に届くのは10月初旬であるかと思いますが、8月下旬に何が起こっていたかというところ「ゲリラ豪雨」が各地に猛威を振るっております。

「令和8年8月千葉豪雨(8月13～14日)」「首都圏・大都市圏のゲリラ雷雨(8月21日～23日)」「北陸地方の線状降水帯(8月27日～28日)」と、国内でレベル4～5の大雨特別警報が発令されておりました。千葉豪雨は国道で排水設備や電光掲示板が停止し、車が水没して逃げ遅れるなど3,000台以上の車両が立ち往生・冠水しました。住宅の浸水被害は床上・床下を合わせ1,500棟を超えたとの報告があります。

また、一か月前の7月28日には九州地方を襲った「令和8年熊本地震」。マグニチュード7.1の地震が発生、宇城市で最大震度7の大激震を観測。最大で約10万8000戸が断水、4万戸以上が停電。発生から1ヶ月が経過した現在でも一部地域で断水が続いている状況です。

これら天災の報道をメディアを通してご覧になられたかと思いますが、例えば熊本の大型ショッピングモールの爆発、千葉の歯科医精密機器の浸水等を見て、経営者目線で連想したことは「BCP(緊急時企業存続計画または事業継続計画)」の重要性です。

災害が起きても、人命を守り、事業を継続し、いち早く復旧するための計画を構築するのも経営者の役割であり、自身も改めて着手し直す必要性を感じております。

広報副委員長 松岡 由浩



www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html